

岩手県告示第518号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、八幡平鳥獣保護区特別保護地区を指定することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成21年6月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時 平成21年7月3日(金) 午前10時30分から

(2) 場所 岩手郡滝沢村鶉飼字中鶉飼55番地 滝沢村役場中会議室

2 指定しようとする区域

八幡平市、岩手郡雫石町及び岩手郡滝沢村の八幡平周辺 1,742ヘクタール（別紙図面のとおり）

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課及び盛岡地方振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。